

健康保険・年金 連絡票

事業所に就職または退職された場合、（ご家族が被扶養者として認められ・認められなくなった場合）法律により国民健康保険に加入・喪失することになりますので、早急にお住まいの市役所または町村役場に、この連絡票（既にあなたの世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、その被保険者証）を持参して所定の手続きをして頂く必要があります。

また、国民年金に関する届け出（20歳以上60歳未満の方）は、加入または喪失によって届け出先が変わります。

厚生年金加入 → 事業所へ届け出をしてください。第3号被保険者（被扶養配偶者）の届け出も同様です。

厚生年金喪失 → 市町村へ届け出をしてください。国民年金加入の手続きをすることになります。第3号被保険者でなくなる場合も同様です。

退職後直ちに他の事業所に勤務して健康保険（厚生年金）に再加入する場合は、この手続きの必要はありません。

この手続きは、法律により 14日以内 に行うことになっています。

健康保険 資格 取得 証明書 厚生年金保険 資格 喪失

氏名		性別	男・女	生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日
住所				続柄		世帯主		
健康保険被保険者証の記号番号				号	※ 枝番	資格取得・喪失年月日 (加入した日または退職した日の翌日)		
基礎年金番号	—					令和	年	月 日
被扶養者	※枝番	氏名	性別	続柄	生年月日	被扶養者になった日・なくなった日		
			男・女		昭和・平成・令和 年 月 日	令和	年	月 日
			男・女		昭和・平成・令和 年 月 日	令和	年	月 日
			男・女		昭和・平成・令和 年 月 日	令和	年	月 日

※印の「枝番」欄は枝番がある場合記載してください。

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

事業所所在地

名 称

代表者氏名

㊞